

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

研修制度の改定について

広島県障害者支援課

研修制度の改定について

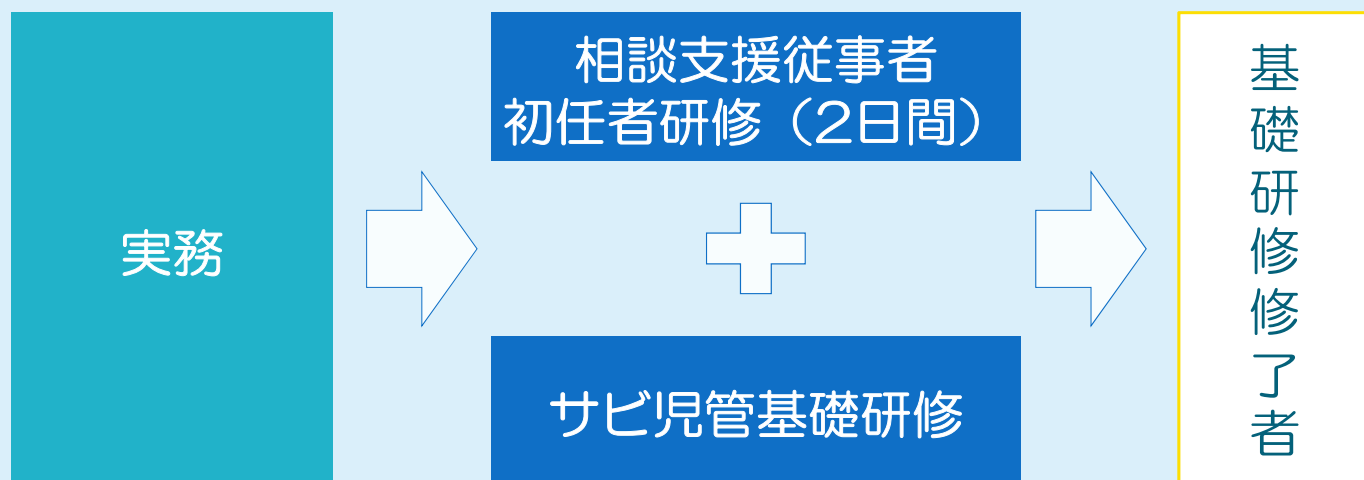
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わりました。

サビ児管と呼称

■変更点

- ・サビ児管基礎研修・実践研修・更新研修の創設
- ・サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムを統一

研修の流れ①（基礎研修まで）



※ 広島県では、サビ児管基礎研修より前に
相談支援従事者初任者研修（2日間）の受講が必須です。

基礎研修修了者について

基礎研修修了者は2人目のサビ児管として個別支援計画の
原案作成ができます。

■基礎研修修了者のみなし配置

令和3年度末までに基礎研修修了者となり、基礎研修受
講に必要な実務年数+2年の実務年数を満たす場合、基
礎研修修了日から3年間はサビ児管として勤務できます。

※必ず、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を受講してください

みなし配置が可能となる時期

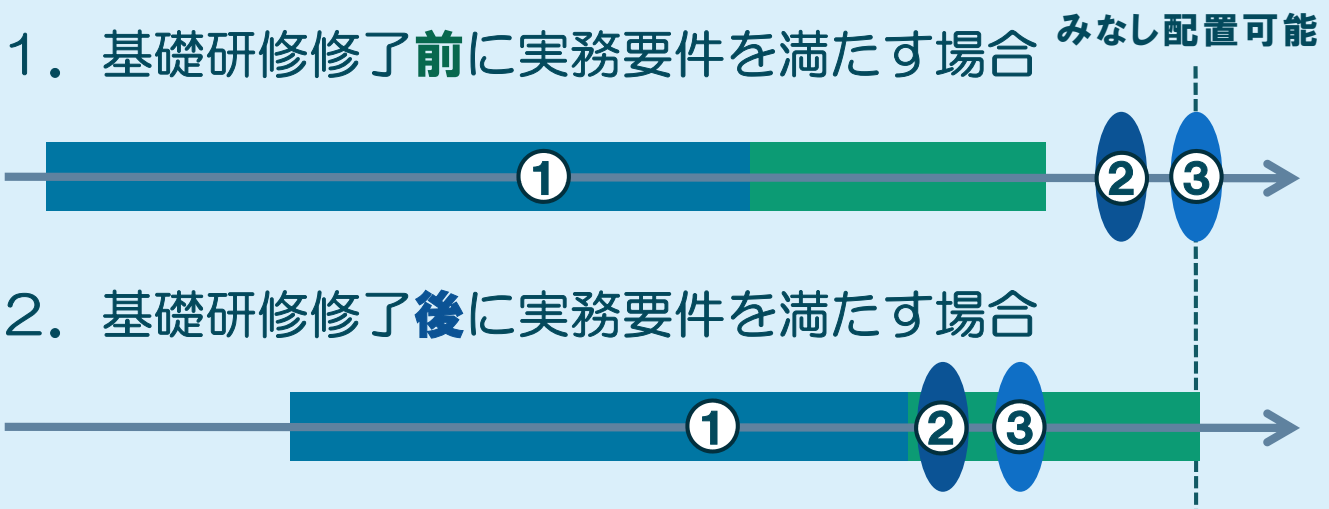
次の①～③を全て満たした日から勤務可能

- ① 基礎研修受講に必要な実務年数＋2年の実務を行う
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日間）を修了する
- ③ サビ児管基礎研修を修了する

※①～③はどの順番で満たしてもかまいません

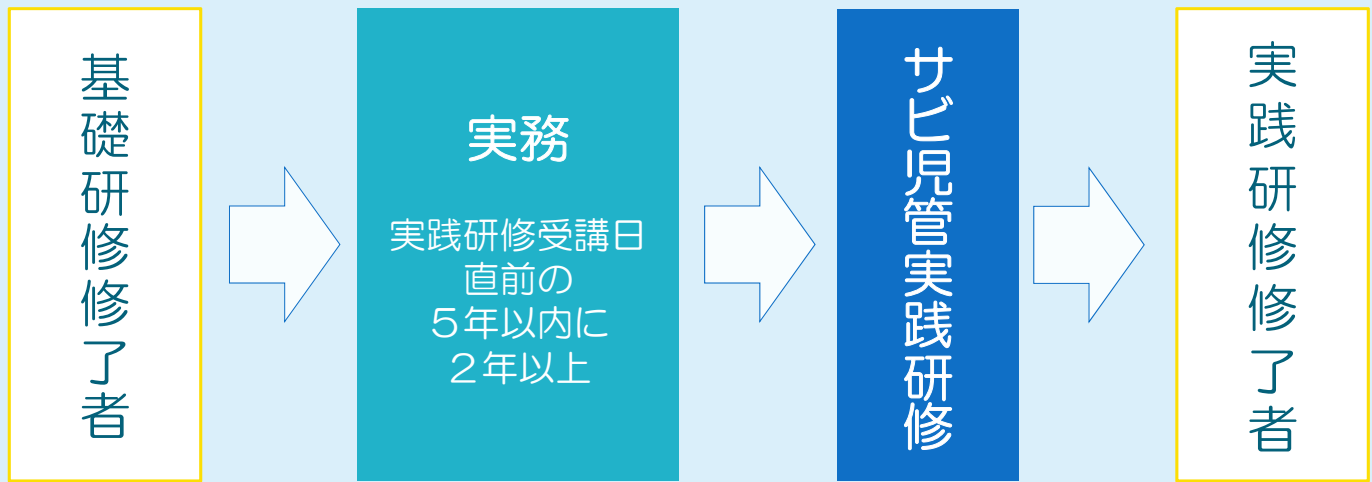
※みなし配置可否の審査は人員変更届等の提出時に指定権者が行います

みなし配置が可能となる時期(図説)



- ① 基礎研修受講に必要な実務年数 + 2年 ② 初任研修了日 ③ 基礎研修了日

研修の流れ②（実践研修まで）



※ 実務経験に算入できる業務内容は、
相談支援業務・直接支援の業務・個別支援計画の原案作成業務の3種類

みなし配置の場合はサビ児管業務

実践研修の受講時期

実践研修の受講には、基礎研修修了日以後、
実践研修の受講前5年間に2年以上の実務経験が必要です。

この実務は必ずしも、2人目のサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者としての実務である必要はありません。
直接支援業務・相談支援業務への従事期間も実務経験年数に算入できます。

実践研修の受講時期(みなし配置者)

みなし配置者は、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を受講しなければ、みなしが失効します。

注意 みなしが失効するのは3年後の年度末ではなく基礎研修修了から3年が経つ日です。広島県では実践研修を基礎研修より後の日程で実施するため、3年後の年度に実践研修を受講しようとした場合は、途中でみなしが失効します。
必ず、修了の2年後の年度に実践研修を受講してください。
※実践研修はみなし失効後も受講可。基礎研修再受講は必要ありません。

修了証について

サビ管実践研修修了証を発行された方が、児発管の実務要件を満たす場合は児発管としても勤務が可能です
(逆も同様)。

※勤務の可否の判断は指定権者が行いますので、提出物等については所属事業所の指定権者の指示に従ってください。

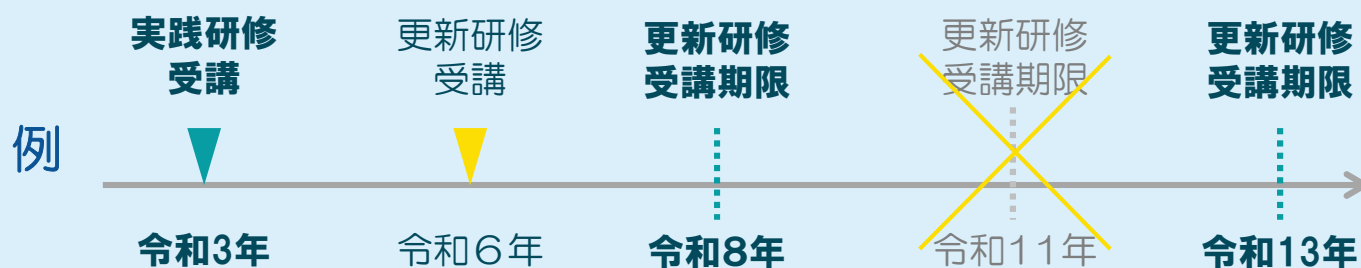
研修の流れ③（更新研修）



※ 更新研修は実践研修修了の翌年度から起算して5年目の年度末まで受講可能。以後、5年ごとに更新研修の受講が必要。

更新研修の受講時期

更新研修の受講時期は、実践研修修了の翌年度を起算点として計算します。（1回目の受講期限は実践研修の翌年度から5年以内、2回目の受講期限は実践研修の翌年度10年以内…）
 前回の更新研修から5年ではないことに注意してください。



更新研修の受講対象者について

■更新研修が受講可能な者

次の要件のいずれかに該当する者

- ・ 実践研修修了日以後に2年以上、対象業務を行った者
- ・ 研修受講日に対象業務に従事している者

■対象業務

- ・ サビ管更新研修 → サビ管・管理者・相談支援専門員
- ・ 児発管更新研修 → 児発管・管理者・相談支援専門員

更新研修を期限までに受けなかった場合

更新研修を受講期限までに修了しなかった場合、翌日からはサビ児管として勤務することができません。

現にサビ管・児発管として従事していた場合は、人員欠如となりますので、受け逃すことのないように留意してください。

期限までに修了しなかった場合は、実践研修の再受講が必要です（基礎研修の再受講は必要ありません）。

H30年以前のサビ児管研修修了者について

平成30年までに、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了された方は、令和5年度末までに更新研修を受講する必要があります。

初回の更新研修の受講に限り、勤務年数等に関わらず全員が受講可能です。2回目以降の更新研修の受講期限は、初回の更新研修修了の翌年度を起算点として5年毎です。

- ※ 広島県では個人での申込みは受け付けていません。
- ※ 2回目以降の受講には実践研修修了者と同様の実務要件が課されます。

更新研修優先対象者について

平成30年以前に広島県においてサビ児管研修を受講された方は、修了年度に応じて優先的に更新研修を受講できる年度が割り当てられます。優先対象者は、受講希望者数多数の場合でも優先して受講を認めます。

※複数分野の修了者は最も最近に修了した分野の修了年度によって判断します。